

ごみの出し方注意!

スプレー缶・ライターは

使い切ってから出してください

最近、ごみ収集車で小型破碎ごみの収集の際、ガスの残ったスプレー缶やライターが原因と見られる火災事故が発生しています。正しい分別と皆さんのご協力をお願いします。

○スプレー缶・カートリッジボンベの出し方

- ・完全に中身を使い切って、火の気のない屋外の安全な場所ですべての穴あけ用具を使い、衝撃を与えないようにあけてください。(ハンマー・釘・鎌などは衝撃の際、引火する危険性があるので使用しないでください。)

- ・穴をあけるときは、危険ですので子どもには絶対させないでください。

中身が残った状態で缶の下側に穴を空けると、ガスと残液が噴出する危険性が高いので、専用器具を使用し缶の上側に穴を空けてください。



○ライターの出し方

- ・完全に中身を使いきって小型破碎ごみとして出してください。
- ・中身の残って抜けないものは、販売メーカー等にご相談ください。

○野外焼却の禁止

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却を除き、廃棄物を焼却することは法律で禁止されています。

なお、法律に違反して廃棄物を焼却すると罰せられます。



違法な焼却

○不法投棄の禁止

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

廃棄物を不法投棄したとき、または廃棄物を適正に処理しなかったときは、法律により罰せられます。



廃棄物の不適正処理

6月は児童手当の現況届の提出月です

児童手当を受給している方は、毎年6月中に「現況届」を提出していただくことになっています。現況届とは、6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。提出が無い場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出をしてください。

○お持ちいただくもの

- ・平成19年度児童手当現況届(郵送しています)
- ・受給者(現況届の宛名の方) 名義の健康保険者証・印鑑

以下は該当する方のみおもちください

☆平成19年1月2日以降に岩美町に転入された方
「児童手当所得・課税証明書(平成19年度)」を平成19年1月1日に住民登録のあった市区町村で発行してもらってください。

☆児童と別居している人(住民票が別住所となっている方)

児童の監護・生計関係に関する届書が必要です。

(用紙は住民生活課にあります)
のでお問い合わせください)



○提出場所

岩美町役場 住民生活課 子育て支援係(☎73-1415)

○提出締め切り 平成19年6月29日(金)

※昨年度に所得超過などの理由で請求をしていない人も、所得額の変更などにより受給できる場合がありますのでお問い合わせください。